

学校法人武蔵野音楽学園ソーシャルメディア利用のためのガイドライン（教職員用）

1. ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、学校法人武蔵野音楽学園（以下「本学園」という。）の教職員を対象に、ソーシャルメディアを利用するための基本的な考え方について定めています。

ソーシャルメディアはコミュニケーションツールとして便利な反面、その利用法を誤ると利用者本人だけでなく関係者・第三者の社会的利益を損ねる可能性があります。本ガイドラインの内容を十分理解し、適切な利用を心掛けてください。

2. ソーシャルメディアとは

LINE、Facebook、Instagram、X、WeChat、YouTube、ブログ、電子掲示板（BBS）などインターネット上で利用者が情報を発信・相互の情報のやり取りを行うことができるサービスを指します。上記の例に限らず、通信販売のレビューやオンラインゲームでのメッセージ交換、オンラインストレージサービスの利用、動画の投稿など幅広いサービスが含まれることに留意してください。

3. 本ガイドラインにおける対象者

本ガイドラインは、本学園の教育・研究や大学運営の業務を行っているすべての者（以下教職員等という。）を対象とします。※研修員、TA、SA、本学園の演奏会出演者も含まれます。

4. 本学園の一員である自覚と責任

ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、本学園の教職員等であることの自覚と責任を持ってください。発信される内容によっては、学園全体の印象に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5. 遵守事項

① 法令遵守

日本の法令を遵守してください。また、留学や旅行などで諸外国を訪れる場合は、状況に応じて、その国の法令や国際法を遵守してください。

② 各種権利の尊重

基本的人権、著作権、肖像権、プライバシー権等を侵害することのないように十分注意してください。

③ ソーシャルメディアを利用して次に掲げるような内容の発信や行為をしてはいけません。

- ・ 法令等に違反する内容又は違反するおそれのある内容
- ・ 特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容
- ・ 著作権、商標権、肖像権など知的所有権を侵害する内容
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる内容
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- ・ 虚偽や事実とは異なる内容及び単なる風評や風評を助長させる内容
- ・ 職務上知り得た機密情報や守秘義務のある内容
- ・ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する行為
- ・ 他のユーザー、第三者等になりすます行為
- ・ 有害なプログラム等の配信
- ・ わいせつな表現などを含む不適切な内容

以上を含む法令、または就業規則を始めとする本学園の規則に抵触した場合、当該教職員等は調査及び処罰の対象となります

6.留意事項

- ・一度インターネットで発信した情報は、発信元を削除したとしても完全に削除はできません。不適切な情報を発信した場合、それが元となり勤務や個人の演奏活動のみならず、学園全体に影響を及ぼすおそれもあります。この特性を十分に理解したうえで情報を発信するよう心がけてください。
- ・ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、他者に不快感を与えたり、誤解を生じさせたりするおそれがあることを理解し、表現には十分注意してください。自らが発信した情報により、他者を傷つけたり誤解を与えたりした場合には、誠実に対応するように努めてください。
- ・ソーシャルメディアでは **ID** とパスワードさえあれば他人になりすまして情報を発信することができます（いわゆる「のっとり」）。こうした事態を防ぐために、「パスワードには容易に想像できる文字列を使用しない」「他者の携帯電話やパソコンからログインする場合にはパスワードを記録させない・必ずログアウトする」というようにセキュリティに対する意識を高めてください。
- ・個人情報とは、氏名や住所、電話番号といった情報に限らず、行動（いつ、どこにいた）や写真、動画、音声といった情報も含まれます。また、1つの情報では特定できなくても、2つ以上の情報を組み合わせることにより個人が特定できるような場合も個人情報とみなされますので注意してください。
- ・GPS 機能を有する端末では、撮影した写真等に位置情報を付ける機能があります。自身や他者のプライバシーが筒抜けになる危険性もあるため、設定には十分注意してください。
- ・ソーシャルメディアで発信した情報は、意図しない形でインターネット上に残り続けます。他者の個人情報やプライバシーを侵害しないことはもちろんですが、自身の個人情報やプライバシーの保護にも十分注意してください。
- ・自身が公開範囲を制限してソーシャルメディアに発信した情報でも、受け手が情報を拡散させてしまう可能性もあります。ソーシャルメディアで発信すべき内容か、十分に確認してください。
- ・ソーシャルメディアには完全な匿名性はありません。匿名のソーシャルメディアでも過去の自身や友人の投稿、IP アドレス等さまざまな情報から個人が特定されてしまう可能性があります。不適切な発言で個人が特定されてしまうと自身だけでなく家族や友人にまで被害がおよぶ可能性があります。匿名であっても配慮と責任を持って利用してください。

7.トラブルになりうる例

- ・ソーシャルメディアにおいて在籍する学生の情報（例：担当講義の受講人数、受講の様子、出席状況等）を、本学園や当該学生の許可を得ず発信すること
- ・楽譜等権利を侵害する恐れのある著作物を、当該機関・団体・個人等に許可なく発信・投稿をすること。
- ・大学のロゴマーク等、本学園が所有する著作物の無断使用（使用する場合は、本学園の許可を得た後、扱い方の要件に留意した上で使用してください）。

8.トラブル発生時の相談窓口

総務課 Tel.03-3992-1127

9.ガイドラインの変更について

本ガイドラインは、ソーシャルメディアの特性、社会情勢などに合わせて随時見直しを行います。

令和7年7月24日
学校法人武蔵野音楽学園